

## 事後調査計画

予測・評価の結果並びに環境保全措置を踏まえ、下表に示すとおり事後調査を行います。

事後調査計画

調査項目		調査時期	調査方法等	調査地点 及び調査頻度
騒音	道路交通騒音	工事期間中	JIS Z 8731 に規定する方法	走行ルート沿道：4 地点 <sup>注1)</sup> 1 回（工事関係車両台数が最大となる時期）
		供用後	JIS Z 8731 に規定する方法	走行ルート沿道：4 地点 <sup>注2)</sup> 1 回（廃棄物搬入車両等及び工事関係車両の合計台数が最大となる時期）
水質	濁度, SS, pH	工事期間中	排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）等に規定する方法	恵下谷川, 水内川, 不明谷川 7 地点 <sup>注3)</sup> 5 回（四季, 降雨時）
動物	両生類 (ブチサンショウウオ)	工事着手当初	分布状況の確認	個体を移動させた地点 ブチサンショウウオの確認 が可能な時期（夏季）
		供用後		
	猛禽類 (タカ類, コノハズク等)	工事着手当初	分布状況の確認	事業計画地周辺地域 繁殖期
		供用後		
植物	分布状況 (トウゴクサバノオ, ユウシュンラン)	工事着手当初	分布状況の確認	個体を移植させた地点 トウゴクサバノオ, ユウシュ ンランの確認が可能な時期 (春季)
		供用後		
生態系	分布状況 (ブチサンショウウオ)	工事着手当初	分布状況の確認	個体を移動させた地点 ブチサンショウウオの確認 が可能な時期（夏季）
		供用後		

注 1) 「2. 騒音」の現況調査と同様の地点とします。

注 2) 「2. 騒音」の現況調査と同様の地点とします。なお、No. 1 地点は道路拡幅後の状況により、新たな調査地点を選定します。

注 3) 「5. 水質」の現況調査と同様の地点とします。

## おわりに

環境影響評価書は、「広島市環境影響評価条例（平成 11 年 3 月 31 日：広島市条例第 30 号）」に基づき、1 ヶ月間の縦覧を行います。

また、工事着手当初、工事期間中、供用後においては、事後調査を行っていく予定です。

登録番号	広 I 4 - 2 0 1 1 - 0 8 1
名 称	恵下埋立地（仮称）整備事業に係る 環境影響評価書（要約書）
主 管 課 所 在 地	環境局施設部恵下埋立地建設事務所 広島市安佐南区沼田町大字伴 4 2 1 0 番地 （〒731-3161） TEL（082）848-9293
発行年月	平成 2 3 年（2 0 1 1 年）7 月